

**佐賀県中小企業事業資金貸付金制度一覧表（令和5年度）**

◇一般資金（貸付対象者を限定しない資金）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率	物的担保の要否	保証人の要否
中小企業振興貸付	事業資金（小規模事業者が運転資金を借入れる場合は、設備設置に伴う増加運転資金に限る）	設備 4,000万円（運転と合わせて） 運転 2,000万円	設備 10年（1年） 運転 5年（6月）	年1.8%	年1.35%以内	保証協会の定めるところによる	
短期運転貸付	季節的な運転資金 その他の短期運転資金	運転 500万円（組合 1,000万円）	運転 1年（6月）	年1.2%	年1.35%以内	原則として不要	保証協会の定めるところによる
小規模事業貸付	一般資金	2,000万円	設備 10年（1年） 運転 7年（6月）	年1.3%	年1.35%以内	原則として不要	保証協会の定めるところによる ※特別小口保険を利用する場合は不要
	小口事業資金	【小口零細企業保証制度利用の場合】 小規模事業者の事業資金 【特別小口保険利用の場合】 小規模事業者（ただし、保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けておらず、かつ、所得税、事業税等の所得割のいずれかについて借入申込前1年間に納期が到来した税額を完納している者に限る）の事業資金 2,000万円	【小口零細企業保証制度利用の場合】 既存の保証協会の保証付融資残高と新規の貸付額を合わせて、2,000万円 【特別小口保険利用の場合】 2,000万円		【小口零細保証制度利用】 年0.60%以内 【特別小口保険利用】 年0.71%以内	原則として不要 ※特別小口保険を利用する場合は不要	

◇特別資金（県が特定の施策を推進するために貸付対象者を限定している政策資金）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率	物的担保の要否	保証人の要否
さが創生貸付	創業資金	3,500万円	運転・設備 10年（2年）  ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内	運転 年0.30%以内 設備 年0%  ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ	保証協会の必要に応じ徴求  ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要	保証協会の必要に応じ徴求  ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要	
	新事業展開等資金	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて） 借換 8,000万円（設備、運転と合わせて）  ※新事業活動促進③は別枠 補助金交付額を上限に8,000万円まで	運転 7年（1年） 設備 10年（2年） 借換 10年（2年）  ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年（2年）  (下記に該当) ・新事業活動促進① ・DX事業活動推進 運転 年0%				
	事業承継資金	5,000万円	①運転 7年（1年） 設備 10年（2年）  ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年（2年）  ②運転・設備 10年（1年）				
経営強化貸付	経営環境変化対応資金	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて）  運転 2,000万円 設備 1億円（運転と合わせて）  運転 2,000万円 設備 8,000万円（運転と合わせて）	運転 7年（1年） 設備 10年（2年）  ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年（2年）	運転・設備 年0%  運転 年1.35%以内 設備 年0%	保証協会の必要に応じ徴求  保証協会の必要に応じ徴求	①保証協会の必要に応じ徴求  ②不要	
	経営改善資金	5,000万円	運転・設備 10年（2年）				
	セーフティネット資金 (旧 円滑化借換資金)	8,000万円	運転・設備 10年（2年）				
経営安定化貸付	伴走支援型特別資金	1億円	運転・設備 10年（5年）	年0% ※1	年0% ※1	保証協会の必要に応じ徴求	
	事業再生資金	5,000万円	運転・設備 15年（5年）				
	条件変更改善型借換資金	8,000万円	借換 15年（2年）				
	災害復旧資金	6,000万円	運転・設備 10年（2年） ※既往災害復旧資金の借換も可能				

※1：国の統一制度を利用しておらず、令和5年度限りの措置。また、条件変更により追加して発生する保証料は事業者負担。